

## 第13章 帰国・外国人児童生徒教育

グローバル化の進展に伴う我が国における在留外国人の増加、出身国の多様化、国際結婚等による外国にルーツをもつ日本人の増加等の状況を受け、学校における児童生徒の多国籍化・多文化化が進んでいます。そのため、外国人児童生徒等の受入体制の整備や日本語指導・教科指導・生活指導等の充実を図ることが求められています。

平成29年度より文部科学省において帰国・外国人児童生徒等に対する支援施策として、「日本語指導の充実のための教員配置」や「帰国・外国人児童生徒等教育推進支援事業」等、支援体制の整備が開始されています。また、「学習指導要領（平成29年度告示）解説 総則編」第3章第4節2の（2）に、「海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒の指導」について以下のように示されています。

### 1 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒（帰国・外国人児童生徒）の指導

#### (1) 学校生活への適応等

海外から帰国した児童生徒などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行うものとする。

- ◆ 帰国・外国人児童生徒一人一人の実態を的確に把握し、該当児童生徒が自信や誇りをもって学校生活において自己実現を図ることができるようにすること。
- ◆ 帰国・外国人児童生徒のもつ外国での生活や異文化に触れた経験、これらを通じて身に付けた見方や考え方、感情や情緒、外国語の能力などの特性を、本人の各教科等の学習に生かすことができるようにすること。
- ◆ 他の児童生徒についても、帰国・外国人児童生徒と共に学ぶことを通じて、互いの長所や特性を認め、広い視野をもって異文化を理解し共に生きていこうとする姿勢を育てるようにすること。

#### (2) 日本語の習得に困難のある児童生徒への通級による指導

日本語の習得に困難のある児童生徒については、個々の児童生徒の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。特に、通級による日本語指導については、教師間の連携に努め、指導についての計画を個別に作成することなどにより、効果的な指導に努めるものとする。

- ◆ 児童生徒が日本語を用いて学校生活を営むとともに、学習に取り組むことができるよう、一人一人の日本語の能力を的確に把握しつつ各教科等や日本語の指導の目標を明確に示し、きめ細かな指導を行うこと。
- ◆ 通常の学級における指導と通級による日本語指導の双方を効果的に行うため、それぞれの担当教師同士が日本語の習得状況を含めた児童生徒の状態や変化について密接に情報交換を行うなどの連携に努め、指導の充実を図ること。

### 2 「特別の教育課程」による日本語指導について

帰国・外国人児童生徒に対する日本語指導を一層充実させる観点から、在籍学級以外の教室で行われる指導について、特別の教育課程を編成・実施することができる制度が平成26年4月1日から施行され、年間10～280単位時間を標準として指導が可能となりました。これにより、学校における日本語指導の質の向上や指導体制の整備、地域社会における関係者の意識及び指導力の向上により、組織的・継続的な支援の実現が期待できます。

### 3 本県の施策

外国人児童生徒教育拠点校指定事業として県内41校（小学校33校、中学校8校）の拠点校を指定し教員加配を行っています。また、内地留学における語学研修や帰国・外国人児童生徒教育研究協議会の開催により、帰国・外国人児童生徒教育の充実を図っています。